

「平成 21 年度包括外部監査報告書」の概要

テーマ「未収金の財務事務について」の概要

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

2. 選定した事件（テーマ）

未収金の財務事務について

ただし、監査対象とした未収金と関連性が深い特別会計・関連団体等を含む。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県は、国の「三位一体の改革」による地方税財政制度の構造変革に対応するとともに、真に必要な県民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって県の行政課題に的確に対応していくため、財政構造の見直しを行っている。そのなかで、未収金については、歳入確保のほか公金管理の適正化、県民間の公平性の観点から「重要な通常業務」として認識し、早期回収を目指し「未収金対策強化に向けた取組み」等を定め、各部署の主体的かつ積極的な取組みを実施している。

今後、さらに厳しい財政状況が予測されるなか、県の未収金の財務事務が適切に実施されているかどうかを、特に未収金の回収状況に関して合规性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象とした未収金

監査対象とした未収金の選定に当たって、主に平成 20 年度末で未収金の金額が 1,000 万円以上を監査対象とした。なお、県税・税外（加算金等）については、主として熊本県税事務所を監査対象とした。また、未収金の金額が 1,000 万円未満でも必要に応じて監査対象に追加したものもある。

(監査対象未収金)

No.	部名	課名	未収金の内容	頁数
1	総務部	税務課	県税・税外（加算金等）	26
2	健康福祉部	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	46
3		障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金 （こども総合療育センター負担金含む）	49
4		少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	52
5		少子化対策課	児童扶養手当返納金	56
6		〃	母子寡婦福祉資金貸付金（年度後返納含む。）	59
7		医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	64
8		商工観光労働部	経営金融課	中小企業高度化資金貸付金
9	〃		設備近代化資金貸付金	78
10	労働雇用総室		中小企業従業員住宅使用料	85
11	農林水産部	団体支援総室	農業改良資金貸付金	90
12		〃	林業・木材産業改善資金貸付金	94
13		〃	沿岸漁業改善資金貸付金	97
14		農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	100
15		漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	103
16		〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	106
17	土木部	道路保全課	道路占用料	110
18		〃	雑入－工事前払金余剰額利息	112
19		〃	雑入－事故原因者負担金	113
20		河川課	雑入－海砂利採取料不当利得返還金	115
21		〃	雑入－工事前払金利息	116
22		〃	河川・海岸占用料	118
23		港湾課	土地貸付料	120
24		〃	雑入－熊本港・三角港管理事務所・宇城地域振興局	121
25		〃	港湾区域占用料	123
26		〃	重要港湾・地方港湾使用料	125
27		〃	雑入－三角港代執行費用	128
28		住宅課	県営住宅家賃	130
29		〃	県営住宅用地使用料	135
30		〃	土地貸付料	137
31	警察本部	交通規制課	損害賠償金	138
32		交通指導課	放置違反金	139
33	教育庁	高校教育課	定時制・通信制修学奨励資金貸与	141
34		〃	育英資金貸与	149
35		義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	159
36		人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	163

5. 監査の着眼点

(1) 財務事務の合規性

- ①制度の目的が適切か関係法規等による確認。
- ②未収金の発生原因の確認。
- ③償還期限延長、支払猶予、償還免除、違約金支払免除等の手続は適切か。

(2) 会計処理の正確性

- ①未収金の債権管理台帳の整備は適切か。
- ②証憑類の管理保管は適切か。

(3) 管理運営の有効性・効率性

- ①未収金の回収マニュアルは整備されているか。
- ②未収金の回収が遅延した時の情報は適時に把握されているか。
- ③遅延した場合は迅速に回収手続がなされているか。
- ④回収可能性についての検討は適切か。

上記に関し、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。

6. 包括外部監査人および補助者の指名、資格

職務	氏名	資格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	山元 修一	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	吉川 栄一	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	橋本 知佳	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

(注) 本報告書の数字は、端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

II 監査の結果と意見

1. 「熊本県財政再建戦略」の策定

平成17年2月策定の「熊本県行財政改革基本方針」において、「今後、極めて厳しい財政状況のなか、財政体質の健全性に留意しつつ、限られた歳入に見合った歳出予算の更なる重点化や効率化等の質的改革を進め、財源不足に対処しながら、県民サービスの維持・充実を図る。」とし、この方針のもと様々な行財政改革に向けた取組みを実施してきた。

しかしながら、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により、県の財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、県の財政は危機的な状況に陥っている。その中で、平成21年2月に従来の取組みを踏まえ、さらなる対策強化に向けた取組みを取りまとめた「熊本県財政再建戦略」が策定された。

熊本県は「熊本県財政再建戦略」の前文で、次のように述べている。

本県の財政は、危機的な状況にあります。

本県では、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等により、財政調整基金も枯渇寸前になっており、これまでどおりの財政運営を続ければ、赤字団体として国に管理される財政再生団体に陥りかねない危機的な状況にあります。

この財政危機を克服しなければ熊本の将来はないという固い信念の下、全庁を挙げて歳入・歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んでおります。

(中略)

今般、このような取組みを踏まえ、財政再建に向けた具体的方策を取りまとめ「財政再建戦略」を策定いたしました。今後、「財政再建戦略」に掲げた方策を着実に進め、一日も早く財政再建を成し遂げていく覚悟です。

この「熊本県財政再建戦略」で歳入確保の対策として9つの対策を掲げている。その中の一つに「県の未収金」に対する取組みが掲げられている。その内容は、次のとおりである。

【基本的な考え方】

未収金の早期回収を目指した、実効性・効率性のある新たな対策を検討する。

【取組み内容】

- ①未収金の回収を図るため、実効性のあるマニュアルなどの整備及び体制の強化
 - ・効率的・効果的な未収金回収を行うため、全庁統一的なマニュアルの整備及び一斉催告等の実施

- ・未収金の早期回収を図るため、回収体制のあり方について検討
- ②県税滞納の発生防止に向け、各種手続きに際して納税証明書の添付機会の拡大
- ③県営住宅未収金の縮減に向け、法的手続きを含めた取組みを徹底

<未収金の定義>

地方公共団体の金銭の給付を目的とする権利を債権という（地方自治法第 240 条第 1 項）。この場合、公法上の収入金（地方税、分担金、使用料、手数料）に係る債権（以下「公債権」という。）、私法上の収入金（物件の売払代金、貸付料等）に係る債権（以下「私債権」という。）を問わず、およそ地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求しうる全ての権利を包含するものとされている。

この金銭債権のうち、履行期限を過ぎても履行がない債権を未収金という。

(注) 調定済み（納付期限到来済み）で、かつ未納付となっているものを未収金として認識しているが、実際には未調定のものについても債権として認識するものもあるため、未収金の残高にはこれを含めた数値を記載している場合もある。

2. 未収金の状況

平成 19 年度、平成 20 年度の未収金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

部名	課名	未収金の種類	H19 年度決算額	H20 年度決算額	増減
総務部	私学文書課	県立大学授業料	244	154	△ 90
	税務課	県税	4,727,386	5,228,434	501,048
	〃	税外(加算金等)	30,524	42,192	11,668
	〃	雑入(県税事務所売店使用料)	388	373	△ 15
	男女参画・協働推進課	パレア会議室使用料	158	158	0
健康福祉部	健康福祉政策課	契約違約金	241	241	0
	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	14,216	15,920	1,704
	障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金 こども総合療育センター負担金	21,183	17,261	△ 3,922
	少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	32,238	39,109	6,871
	少子化対策課	児童扶養手当返納金	18,454	19,978	1,524
	〃	臨時職員賃金年度後返納	12	0	△ 12
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金	34,801	34,900	99
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金 (年度後返納)	52	760	708
	障がい者支援総室	知的障害者保護費負担金	38	0	△ 38
	〃	心身障害者扶養共済制度掛金	173	333	160
	〃	こども総合療育センター使用料	53	236	183
	〃	心身障害者扶養共済制度過 払金返還	74	229	155
	〃	特別障害者手当年度後返納	76	82	6
	〃	こども総合療育センター雑入	0	20	20
	医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	2,317	2,094	△ 223
	健康づくり推進課	未熟児養育医療費負担金	495	647	152
	〃	健康センター使用料	0	234	234
	〃	健康センター庁舎維持負担金	0	602	602
	業務衛生課	契約違約金	53	53	0
商工観光 労働部	経営金融課	中小企業高度化資金・設備 近代化資金	※ 2,107,689	※ 2,095,923	△ 11,766
	労働雇用総室	中小企業従業員住宅使用料	14,900	14,778	△ 122
農林水産部	農林水産政策課	農業公園使用料	0	1,054	1,054
	団体支援総室	農業改良資金	46,837	48,375	1,538
	〃	林業改善資金	15,091	29,989	14,898
	〃	沿岸漁業改善資金	10,617	12,953	2,336
	農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	97,463	99,298	1,835
	森林保全課	雑入(芦北地域振興局分)	88	88	0
	漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事 業者負担金	83,557	83,053	△ 504

(単位：千円)

部名	課名	未収金の種類	H19年度決算額	H20年度決算額	増減
農林水産部	〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	3,963	4,449	486
	〃	雑入(天草地域振興局分)	9	9	0
土木部	監理課	工事契約違約金延滞利息等	692	740	48
	〃	雑入(前払金余剰額利息)	908	908	0
	道路整備課	雑入(前払金余剰額利息)	0	103	103
	道路保全課	占用料等	2,024	2,191	167
	〃	雑入(前払金余剰額利息)	0	487	487
	〃	雑入(事故原因者負担金)	11,045	10,608	△ 437
	河川課	雑入(海砂無許可採取不法利得返還)	21,950	10,950	△ 11,000
	〃	雑入(工事前払金利息)	15,591	14,629	△ 962
	〃	河川・海岸占用料	395	249	△ 146
	港湾課	土地貸付料	183	272	89
	〃	雑入(宇城地域振興局分)	274	274	0
	〃	港湾区域占用料	2,243	2,300	57
	〃	重要港湾使用料	13,798	12,321	△ 1,477
	〃	地方港湾使用料	1,071	37	△ 1,034
	〃	雑入(三角港代執行費用)	0	19,205	19,205
	〃	雑入(熊本港・三角港管理事務所分)	3,123	3,133	10
	住宅課	県営住宅家賃	247,225	239,100	△ 8,125
	〃	県営住宅用地使用料	0	2,698	2,698
	〃	土地貸付料	193	193	0
	砂防課	雑入(工事前払金利息)	0	8	8
警察本部	会計課	家屋貸付料	0	6	6
	交通規制課	損害賠償金	13,237	13,237	0
	交通指導課	放置違反金	6,030	7,129	1,099
	〃	放置違反金延滞金	18	46	28
	北警察署	雑入(交通事故関係)	63	63	0
	南警察署	雑入(交通事故関係)	497	467	△ 30
	多良木警察署	雑入(交通事故関係)	223	203	△ 20
教育庁	高校教育課	定時制・通信制修学奨励資金貸与	824	880	56
	〃	育英資金貸与	45,698	64,294	18,596
	義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	1,908	3,158	1,250
	学校人事課	県立学校授業料	87	0	△ 87
	人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	75,783	84,374	8,591
合 計			7,729,051	8,288,245	559,194

※元金および違約金等の合計となっている。

3. 未収金の説明

主な未収金の内容は、次のとおりである。

部名	課名	未収金の種類	内容
総務部	税務課	県税・税外（加算金等）	個人県民税等の各種の県税
健康福祉部	社会福祉課	生活保護費返還金・徴収金	年金受給権の発生等資力の発生等による生活保護費の返還金・徴収金
	障がい者支援総室 福祉総合相談所	児童保護費負担金（こども総合療育センター負担金含む）	児童福祉法第 27 条により措置または委託された児童に係る費用の徴収金
	少子化対策課 福祉総合相談所	児童保護費負担金	児童福祉法第 27 条により措置または委託された児童に係る費用の徴収金
	少子化対策課	児童扶養手当返納金	児童扶養手当の受給資格喪失等による返還金
	〃	母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金の貸付に係る償還金
	医療政策総室	看護師等修学資金貸付金	看護師等への修学資金貸付にかかる償還金
商工観光 労働部	経営金融課	中小企業高度化資金貸付金・設備近代化資金貸付金	中小企業が協同組合等を通じて工業団地等を建設する事業を支援するため、国（中小企業基盤整備機構）と県が協力して貸し付ける資金の償還金等
	労働雇用総室	中小企業従業員住宅使用料	中小企業で働く職員の住宅難の緩和等のため、県が厚生年金の還元融資を受けて住宅を建設し事業主に貸し付け、貸付料完納後住宅を無償で譲渡する制度。その償還金の未収金。
農林水産部	農林水産政策課	農業公園使用料	農業公園の使用料未収分
	団体支援総室	農業改良資金貸付金	農業者等が新技術等にチャレンジする場合、国の助成のもと、融資機関の転貸等により無利子資金を貸し付ける。その償還金の未収金
	〃	林業・木材産業改善資金貸付金	林業者が、経営の改善を図るため機械・施設等を導入する場合に、県が無利子で貸し付ける制度。その償還金の未収金
	〃	沿岸漁業改善資金貸付金	漁業者等が漁業経営を改善するために船や機械を導入するとき等に無利子で貸し付ける制度。その償還金の未収金

部名	課名	未収金の種類	内容
農林水産部	農村計画・技術管理課	国営土地改良事業負担金	土地改良法第90条第2項の規定による土地改良事業の地元負担金
	漁港漁場整備課	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	昭和62年度に県が実施した丸島漁港公害防止事業に係る事業者負担金のうち1社が滞納。同社はその後解散、清算人である無限責任社員へ請求したところ拒否され未収が発生。
	〃	牛深漁港漁港浄化施設使用料	漁港浄化施設の使用料の未収分
土木部	道路保全課	道路占用料等	道路の占用料等の未収分
	〃	雑入（事故原因者負担金）	道路に関する施設を破損した場合に、原因者に負担させる負担金の未収分。
	河川課	雑入（海砂無許可採取不法利得返還金）	海砂を無許可で採取した者への不法利得返還金
	〃	雑入（工事前払金利息）	工事の前払金受領後倒産した会社が返還すべき前払金の利息（前払金自体は保険会社が支払い）
	港湾課	港湾区域占用料	港湾区域を占用した者が支払う占用料
	〃	重要港湾使用料	重要港湾の施設を使用した者が支払う使用料
	〃	雑入（三角港代執行費用）	建物の撤去費用、会社倒産清算終了待ち
	〃	雑入（熊本港・三角港管理事務所分）	フェリー待合所のレストラン等の光熱水費
	住宅課	県営住宅家賃	県営住宅入居者が支払う家賃
	〃	県営住宅用地使用料	県営住宅入居者が支払う駐車場使用料など
警察本部	交通規制課	損害賠償金	道路の電光掲示板に車が衝突し破損した分の損害賠償金
	交通指導課	放置違反金	放置駐車違反の車両の使用者に課される違反金
教育庁	〃	育英資金貸与	育英資金の償還金
	義務教育課	スクールカウンセラー報酬等返還金	左記報酬の返還金
	人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	左記奨学資金の償還金

4. 各未収金の指摘事項（総括）

各未収金の主な指摘事項を監査の着眼点からまとめると、以下のようになる。

（1）財務事務は関係法令等に基づき適切に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	延滞金について	43
生活保護費返還金・徴収金	不納欠損処理での債権の時効管理の徹底について	48
中小企業従業員住宅使用料	代表者交代による連帯保証人の追加の検討について	88
	従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について	89
農業改良資金貸付金	貸付時の手続の不備について	92
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	抵当権の設定について	104
河川・海岸占用料	調定の遅れによる不納欠損の発生について	119
県営住宅家賃	保証人への請求について	131
	保証人設定の漏れについて	132
	入金処理および不納欠損処理について	133
育英資金貸与	返済のことまで配慮した貸付額の選択肢について	156
	融資継続の判断について	157
スクールカウンセラー報酬等返還金	任用時点の審査方法について	161
地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	免除制度の利用の推進について	168

<指摘事項例>

中小企業従業員住宅使用料

・代表者交代による連帯保証人の追加の検討について（P88）

B社の場合、融資実行後、返済の途中において代表者が代表者の子息に交代となっているが、新しい代表者は連帯保証人に追加されていない。

【意見】

B社の代表者の交代は、前任の代表者が高齢となったことを理由としていることから、返済期間の長い当該融資制度の性質を考えれば、新たな代表者も連帯保証人のメンバーに加えることを検討すべきであったと考える。

実際、B社については前任の代表者が保証人として返済を継続しているが、既に年金生活者であり、他の収入もないことから、返済が滞っている状況である。今後同様の状況が発生した場合には、新代表者についても連帯保証人に加えることを検討すべきである。

・従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について（P89）

A社の従業員住宅については、同社の従業員が既に全員会社を辞めていることから、現在一般の方が入居している。当該融資制度は中小企業で働く従業員の住宅難を緩和し、その福祉の向上を図ることを目的のひとつとしていることから、一般の方の入居は目的

から逸脱するものとする。熊本県は同社の融資条件に反する行為については認識しているものの、事業主が生活に困窮しており、家賃収入が途絶えることは生活に支障を来す恐れがあることから、黙認している状況である。

また契約では、融資条件に反する行為が発生した時点で契約を解除することができるが、現在のところ契約解除は行われていない。

【改善】

事業主側が生活に困窮している状況は理解できるものの、現状のような状態を放置することは、融資を受けた事業主間の公平性を欠くものであり、問題があるとする。また、平成20年度は9,703千円の貸付に対して122千円の返済しかなく、現在の返済状況では管理費用等のコストも発生する。現状では債権放棄も念頭に置いて、抵当権の実行等の法的手続きを検討するなど早急に対処すべきである。

県営住宅家賃

・保証人への請求について（P131）

不納欠損処理を行った案件及び滞納となっている案件のうち、39件について調査を行った。その際、滞納発生時に保証人への請求を行っているかどうかをチェックした結果、実際に請求を行っているものは9件のみであった。しかも内1件は滞納発生後5年経過後、4件は10年経過後に初めて保証人に対して請求を行っている。それ以外のケースについては、上記（2）で記載した書類の廃棄が原因となり保証人に対して請求できない、または保証人がわかっているにも関わらず請求を行っていないものであった。請求を行っていない理由として、入居者からのクレームによるもので、家賃滞納は個人のプライバシーに関することであり、他人に知られたくない等が大半であった。

また、保証人に対して請求した案件についても、実際に未収債権が回収できた案件は1件もなかった。

【改善】

入居者のプライバシーを尊重して、連帯保証人に対する請求には慎重であるが、そもそも入居時点で連帯保証人としている以上、家賃の滞納の事実を保証人に知られたくないとの申し出は尊重すべきではない。

また、滞納が長期間に渡り、未収額が多額にのぼった後で保証人に請求しても、支払うことができない場合が多いことが考えられる。少額であれば回収可能性が高いと考えられることから、滞納発生後早期（遅くとも3カ月～6カ月程度）に連絡、もしくは請求を行うべきである。

・保証人設定の漏れについて（P132）

上記案件 39 件のうち 6 件については保証人の設定が漏れていた、または設定されているか否か不明であった。本来、保証人の設定は入居を認める条件であるが、この規程が守られていなかった。

【改善】

上記保証人の設定漏れの案件は、いずれも数年から十数年前に入居した入居者で、最近の入居案件については、保証人の設定が漏れている案件はなかった。したがって、長期間入居している世帯を中心に保証人の設定状況をチェックし、漏れている場合には追加で書類を徴求するべきである。

・入金処理および不納欠損処理について（P133）

滞納発生後、相当期間が経過している事案について、賃料の回収時に「いつ調定された債権に対して」入金があったものとして取り扱うかについて、担当者毎に処理がまちまちである場合が散見された。

その中で以下のような不適切な対応が見られた。

- ・滞納発生後、裁判上の催告等を行った関係で時効が中断しているにもかかわらず、過年度の債権が不納欠損扱いとなっているものと勘違いして、直近の債権に対して入金があったものとして取り扱った。
- ・強制退去時に預り敷金を未収債権の回収に充当しているが、誤ってより遅く時効到来期限が来るものに充当してしまった。

このような誤った入金処理が行われた結果、本来であれば不納欠損処理とならずに済んだ債権が、不納欠損となった事例もある。

また、債権の入金順序の誤りと同様に、時効の到来時期の判断を誤って、不納欠損処理が漏れているものが確認されただけでも 2 件（1,968 千円）あった。未収債権発生後の入金管理がルールに基づき適切に行われていない。その結果、債権の入金（消し込み）順序の誤りや、不納欠損処理の漏れ、本来発生しなかった可能性のある不納欠損処理が生じている。

【改善】

債権の滞留期間が長期化している、滞納処分（裁判上の催告等）実行後も退去させずに継続して居住を認めている、1 件の債務者に対する債権の発生額が多くかつ時効の前後関係が複雑になっている場合などに、上記のようなミスが生じやすい。

既に滞留している債権については、新規滞留債権の発生状況や時効による債権の消滅状況などを定期的にチェックする体制が必要である。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸与

・免除制度の利用の推進について（P168）

当該制度の利用者の多くは、所得の面で厳しい状況にある。学校を卒業しても返済がままならない奨学生も多いことから、このような者に配慮し、免除制度が用意されている。

しかし、未収金として残っているものの中には、免除制度が適用可能な状況にあるにも関わらず、これを適用されていないものが散見される。適用していない理由としては、以下のようなものがある。

- ①免除制度は申請を行わないと適用されないことがよく理解されていない。
- ②申請の意思はあるが、何らかの理由で免除申請に必要な書類を準備できないでいる。

【意見】

上記うち、①については、文書による連絡や各市町村が説明会等を開催して、免除制度について周知しているものの、再三の連絡、相談に応じない等、なかなか理解が進まないようである。調定がなされると未収金として管理する必要が発生し、延滞金の問題も生じることから、できる限り免除制度を利用してもらおうよう、より一層の理解を求める必要がある。

(2) 会計処理等は正確かつ適正に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
児童保護費負担金(こども総合療育センター負担金含む)	債権管理台帳の改善・整備について	50
農業改良資金貸付金	未収金の管理状況について	91
林業・木材産業改善資金貸付金	未収金の管理状況について	95
国営土地改良事業負担金	未収金の管理状況について	101
県営住宅家賃	未収金の管理状況について	131
定時性・通信制修学奨励資金貸与	未収金管理台帳の整理について	144
育英資金貸与	時効の管理について	155

<指摘事項例>

農業改良資金貸付金

・未収金の管理状況について (P91)

個人ごとの「償還予定表」、「貸付台帳」、貸付額・回収額・残高等を把握するための「貸付残高実績表」などが作成されている。しかし、貸付残高実績表の残高の合計額と他の台帳上の貸付金残高合計との突合が行われていない。その結果、個別台帳の合計額と、貸付残高実績表の残高について、平成 20 年度末現在 1,922 千円の差異（貸付残高実績表の残高の過多）が生じている。

【改善】

回収可能な貸付金の残高は個人別台帳上の金額であるため、貸付残高実績表を訂正する必要がある。なお差異のうち、423 千円は、平成 21 年 2 月 5 日に入金されたものの集計漏れであった。残額については、平成 11 年度末より差異が生じているが、当時の資料が保存されていなかったため、調査はできなかった。早急に差額の原因を調査し、金額の訂正が必要である。

また、今後各補助簿の内容が整合していることを定期的に検証する必要がある。

育英資金貸与

・時効の管理について (P 155)

現在利用している育英資金の債権管理システムでは、システム的に最終督促日の情報が管理できるようになっていない。このため、現状は納付日でしか時効の中断を確認できないようになっている。

【意見】

育英資金は私債権ではあるが、自治法第 171 条第 1 項で規定する「督促」を実施すれば、これにより時効中断の効力が発生する（自治法第 236 条第 4 項）。よって、督促情報をシステム上で管理できるよう検討する必要があると考える。

(3) 管理運営は有効性・効率性・経済性を考慮し適切に行われているか。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	個人県民税について	37
	自動車税について	42
	滞納債権の管理について	43
生活保護費返還金・徴収金	不正受給の防止への対応について	48
母子寡婦福祉資金貸付金	連帯保証人の要件について	63
中小企業高度化資金貸付金	マニュアル整備の必要性について	70
国営土地改良事業負担金	債権の回収努力について	102
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	未収金関連資料の管理について	103
牛深漁港漁港浄化施設使用料	債権の保全状況について	108
	施設の汚水処理能力と施設使用料の徴収について	108
道路占用料	少額の債権の回収について	110
雑入－工事前払金利息	未収発生時の初動について	117
県営住宅家賃	入居時の書類の保存について	131
	滞納発生後の処分実施までの期間について	132
	生活保護世帯に対する生活保護費（住宅扶助費）の代理納付について	133
	家賃の口座振替納付の推進について	134
県営住宅用地使用料	駐車場使用料の口座振替納付の推進について	136
放置違反金	回収業務の迅速化について	140
定時性・通信制修学奨励資金貸与	債務者への対応について	144
	嘱託職員の資金管理について	144
	未収金に対する今後の対応について	145
	学校との連携強化・債務者の意識向上について	147
育英資金貸与	債権回収に関するノウハウについて	154
	効果的・効率的な債権回収について	154
	組織的な債権管理について	154
	物理的な問題について	154
	強制執行等による意思表示について	155
	返済の必要性に関する意識付けについて	155
スクールカウンセラー報酬等返還金	未収金の回収について	162
地域改善対策高等学校等奨学資金貸与	個別の状況把握及び情報の集積の必要性について	167
	回収不能なもの、回収努力のために資源を集中すべき案件の洗出しについて	167
	各市町村への指導強化の必要性について	167
	各市町村への回収に対するインセンティブの付与について	168

<指摘事項例>

県税・税外（加算金等）

・個人県民税について（P37）

個人県民税については、平成19年度から実施された「所得税」から「住民税」への税源移譲に伴い調定額が増加したことから、平成20年度においては県税全体に占める個人県民税の割合（現繰計）が3割と税目別調定額ではトップとなり、県税収入における重要性が高くなっている。

しかし、徴収率についてみると、全税目（個人県民税含む、現繰計）は96.7%である。平成20年度の個人県民税（均等割・所得割）を除く県税徴収率（現繰計）が98.5%であるのに対し、個人県民税（現繰計）は92.5%と低く、個人県民税の徴収率の低さが県税全体の徴収率を引き下げていることがわかる。

【意見】

①個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）の滞納整理に向けた新たな取組み

これまで地方税徴収特別対策室が支援してきた市町村の中に隣接市町村と併任による共同滞納整理に取り組む機構を立ち上げ、高額・悪質・常習滞納事案等を自治体自らで徴収していく動きが出てきている。これら地域版の滞納整理機関を県下一円に根付かせて行くため、県としてもこのような動きを全面的に支援・助言することが市町村の徴税力の強化には重要であると思われる。

ところで、他県では滞納整理の効率化のために、全県型の滞納整理機構の設立の動きがある（県レベルでは、平成21年8月現在で19府県が設立）。全県型の滞納整理機構の設立には、自治体間における組織規模や滞納整理に対する取組姿勢等に差があり、また市町村を取り込む機構等（一部事務組合、広域連合、任意団体）の設立に時間と費用を要するなど課題も多い。しかし、設立による一定の成果は見込まれる。

「監査結果のまとめ（報告書P19）」でも述べたとおり、これまでの熊本県の主な対策は、滞納状況の改善に一定の成果を挙げている。しかし、個人県民税の滞納繰越額は、平成18年度以前は約20億円前後であったものが、平成19年度は約29億9千万円、平成20年度は約36億4千万円と急速に増加してきている。この状況を改善するために、地域版の滞納整理機構の立ち上げや全県型の滞納整理機構の設立など、早急に滞納整理の効率化に向けた新たな取組みを実施する必要があると思われる。すでに他県においては、滞納整理だけでなく、県と市町村がこれまで別々に行ってきた地方税の課税徴収や徴収事務を共同化しようと、地方税一元化へ向けて取組んでいる自治体もある。

②個人住民税の特別徴収の普及拡大

個人住民税の特別徴収を普及拡大することは経済性・効率性の観点から、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。特に、熊本県の場合、サンプル調査で特別徴収の実施割合が5割から6割とのことであり、特別徴収の拡大の余地は十分にあると思われる。よって、これまでの広報活動等の取組みを引き続き徹底するとともに、個人住民税の特別徴収の普及拡大に向けて次のような対策の検討も必要と思われる。

（対策）

- ・ 県、市町村のすべての取引業者に取引資格条件として特別徴収の実施を義務付ける。

- ・県、市町村の補助金交付先、県中小企業融資制度の融資対象者等に適格条件として特別徴収の実施を義務付ける。
- ・熊本県信用保証協会の保証対象の事業者特別徴収の実施を義務付ける。他

・自動車税について（P42）

①自動車税の徴収事務

県税合計の滞納繰越額は、平成20年度で52億2千万円と増加傾向にあるが、自動車税の滞納繰越額は平成20年度6億8千万円と減少傾向となっている。また、県税合計に占める自動車税の滞納繰越額の割合も平成20年度は13.1%と減少傾向にある。

【意見】

熊本県税事務所では、県税滞納整理事務を収税第1係から第4係までの20名（管理者は除く）で行っている。それら担当者の収税事務の中で、一般税と自動車税の事務量の割合を当該担当者の聞き取り調査をもとに算出すると、一般税約3割、自動車税約7割との結果が出た。一件当たりの滞納金額は少ないが件数が多いため、自動車税の徴収事務に多くの時間を要している。

滞納整理事務の効率化を考えれば、職員が一般税の徴収事務に時間を割けるよう対策を考えるとともに、自動車税については未収金発生を防止する有効な措置として、自動車重量税と同様に新車購入時及び車検時に徴収できるよう法令の改正が望まれる。

②滞納整理事務の軽減、効率化

自動車税の未収金に関して、個々の納税者の債権金額は100千円未満のものが多く、納期限後1年以内に徴収できないと長期滞納となるケースが見受けられ、可能な限り早期の徴収に努める必要がある。また、一旦長期滞納が生じると納税交渉過程において納付書や差押予告の発送が度々繰り返されたとしても、その効果は小さく事務コストのみが増加する状況である。

【意見】

年金受給者、母子家庭、本人病気等により納税者自身の生活自体が困窮しているケースや、本人行方不明、親族との接触ができないケースについては、納税者の状況を的確に把握したうえで速やかな滞納処分の執行停止を行い、処理していくことがコスト面での事務負担の軽減、効率化につながると考える。

県営住宅家賃

・入居時の書類の保存について（P131）

入居手続に必要な書類である「県営住宅の入居の請書」、「連帯保証人の印鑑登録証明書」、「連帯保証人の所得を証する書類」が廃棄されているケースが数多くみられる。

これは入居手続の委託先である熊本県住宅供給公社が、公社の文書規程に基づき「業務委託、受託に関する重要な文書」に該当するとして、10年間保存文書として扱い、期間経過後に廃棄しているためである。

【改善】

書類廃棄後に保証人に対して未収債権を請求する必要がある場合に、根拠となる書類がないことで適切な処理ができなくなる可能性がある。

保証人等に関する書類は、万が一保証人等に請求する必要がある際に必要な書類であり、入居中は書類取得後何年間という保存年限の設定は不適切と考える。

文書の保存年限に関する規定を、「入居者が退去したのち何年間」など適切なものに改める必要がある。また、入居時の審査のみに必要な書類は公社で保管し、その他債権管理に必要な書類については住宅課で保管するといった方法も検討する必要がある。

・家賃の口座振替納付の推進について（P134）

滞納者全体に対する割合は、口座振替世帯よりも現金納付世帯の方が高い傾向にある。

家賃の口座振替による納付は、平成21年3月末現在74.1%である。数年前（平成18年3月末現在で65.8%）と比べると割合は増加しているが、大半の世帯が預金口座を有していることを考えると、まだ口座振替利用率を上げる余地はあるものと考えられる。

【意見】

口座振替による納付を推進することで、納付書発行の手間や経費が省けるほか、滞納の減少による回収費用（人件費等）の削減、滞留債権管理業務の低減などが期待できる。入居時に原則として口座振替とするよう働きかける必要がある。

定時性・通信制修学奨励資金貸与

・未収金に対する今後の対応について（P145）

債権は県民の財産であるので、いたずらにこれを消滅させることはできない。

また、債権を放棄するためには、法令もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決が必要とされている（地方自治法第96条第1項第10号）。

しかし、その一方で、回収見込みのない債権を自治体の財産として計上し続けることは、適正な財務報告としては問題がある。また、管理業務に膨大な時間を要する場合もあり、費用対効果の側面からも問題があると考ええる。

【意見】

回収可能性がある債権についてはできるだけ早期の回収を目指し、回収の見込みのない債権については債権を消滅させる手続きをとらなければならないと考える。

当該債権は私債権であるので、時効期間は10年間である。また、時効の中断については一般的に最初の督促のみ中断の効力を有するものと解されていることから、最初の督促後10年以上経過している債権については時効完成の有無を検討する必要がある。問題は債務

者が所在不明の場合である。督促状が返送されてきた場合などは、公示送達（私債権の場合は民法 98 条の規定による）の手続きを行わない限り、法的には意思表示がなされたと看做されないため、連帯保証人への請求や債務承認の手続きがとられていない限り、既に消滅時効期間を経過している債権が存在している可能性がある。

時効期間を経過している債権については、債務者が援用も放棄もしない場合、徴収不能に陥っている債権について債権放棄できるように私債権管理条例等を制定し、迅速に不納欠損処理を行えるようにするのが事務処理の効率性の観点からは望ましいと考える。

育英資金貸与

・債権回収に関するノウハウについて（P154）

熊本県教育庁高校教育課は平成 21 年 3 月に「熊本県育英資金未収金回収マニュアル」を作成している。しかし、作成したばかりで、一部研修を実施しているが、嘱託職員まで十分な教育ができていない。このため、マニュアルに従った効果的な回収ができていない。

【意見】

債権回収には交渉術のようにマニュアル化しにくい要素も必要とされることから、研修会等の開催によるノウハウの蓄積が必要であると考ええる。

・効果的・効率的な債権回収について（P154）

従来訪問による督促は、嘱託職員のみが行っており、高校教育課の職員が同行するケースはほとんどなかった。しかし、10 月に高校教育課の担当者が同行したところ、報告書から読み取れる印象と実際の印象が異なり、高校教育課の担当者の私見としては十分回収可能であると判断したケースもあったようである。

報告書の内容だけでは十分把握できない情報もあり、実際に担当者が足を運んでみることで把握できる情報も多い。

【意見】

今後も重要な債権については、定期的に所管課の担当者が同行する必要があると考える。また、報告書の記載内容についても、所管課の担当者が回収可能性を判断するために必要な情報（居所の様子、自家用車の有無、服装等）を、記載するよう指導する必要がある。

回収可能性が十分高い案件については、より多くの労力をつぎ込むことにより、効果的・効率的な債権回収を図る必要があると考える。

・返済の必要性に関する意識付けについて（P155）

育英資金は「向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与」する制度であるため、就職後は一定の期間で貸与額全額の返済をする必要がある。

しかし、未収金として滞納となっている融資先の中には、「親が借りたものであるから、親に督促して欲しい。」等の発言をする方も少なくなく、「借りている」という意識が低い印象を受ける。このような意識を持つ原因としては、学生本人が制度の内容等を十分把握していないこと、把握していても返済しなければという意識が低いこと等が考えられる。これは制度の申請時から融資が決定するまで、各学校が窓口となっており、融資を受けるという実感を持ちにくいためではないかと考える。

制度利用者には「返済しなければ当該制度は維持できず、将来において当該制度を利用する機会を失う学生が出る可能性がある。」との意識をより強く持ってもらう必要がある。

【意見】

貸付という意識を持ってもらい、返済しなければ当該制度は維持できないことを意識づけるために、例えば貸与決定時に借入者を各地域振興局に集めて説明をしてはどうかと考える。制度趣旨、貸付であること、返済しないことの影響等を十分本人に認識してもらうために、県として直接説明すべきであると考えます。

(4) 回収可能性についての検討は適切か。

未収金の種類	指摘事項	頁数
県税・税外（加算金等）	不納欠損処分について	44
中小企業高度化資金貸付金	滞納者に対する処理について	72
設備近代化資金貸付金	滞納整理について	82
農業改良資金貸付金	不納欠損処理について	93
林業・木材産業改善資金貸付金	大口滞納者の発生について	96
丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	不納欠損処理について	104
雑入－熊本港・三角港管理事務所・宇城地域振興局	不納欠損処理について	122
港湾区域占用料	不納欠損処理について	124
雑入－三角港代執行費用	行政代執行費用の請求について	128

<指摘事項例>

農業改良資金貸付金

・不納欠損処理について（P93）

平成20年度末現在、最終の償還期限から10年以上を経過した延滞債権が総額で3,920千円あるが、不納欠損処理されていない。

【意見】

10年を経過してもなお回収できない債権が残っている場合、その残高について回収はほぼ不可能と考えられる。上記の延滞債権については、本人や保証人について返済能力がなく既に事業を廃止しているなど、回収が著しく困難と思われる事例ばかりであった。

不納欠損処理は県の回収しようとする債権を放棄するものであるため、安易な不納欠損処理を認めることによるモラルハザードの発生（延滞発生後、回収努力もせず安易に不納欠損処理する等）の可能性も否定できない。

ただ、経営支援のための資金の貸付という制度の性質上、不納欠損の発生はある程度避けられないものであり、そのリスクについては、貸付時における債務者の財政状態のチェックや、その後の回収努力を適切に実施することで回避することは可能である。

それでもなおやむを得ない場合に、不納欠損処理を行うとしても、これらの状況を県民等の利害関係者に適切に説明した上であれば、認められる処理であると考えられる。むしろ未回収のまま管理を続けた方が、管理のコストが無駄になるなど、自治体にとってマイナス面が多いことも否定できない。

これらの点を踏まえて、貸付金の延滞発生時の処理ルールを県として定めて、これに則った運用を今後進めていくべきであると考えられる。

雑入—三角港代執行費用

・行政代執行費用の請求について（P128）

上記「未収金の状況」でも述べた通り、平成20年度末現在の残高のほとんどは、行政代執行による費用の請求額である。しかし請求先の業者は法人として登記は残っているものの、事実上廃業状態であり、処分可能な資産の処分も進んでおらず、仮に処分が完了したとしても租税債権等優先されるべき債権があるため、当該未収金の回収見込みはない。

【意見】

善管注意義務を果たさないまま物件を放置した業者の側に問題はあるものの、事業を停止して支払能力のない相手先に対して請求を行ったとしても回収は期待できず、債権管理に要する費用が無駄になる。したがって、代執行を行う時点であらかじめ建物所有者等の支払能力を勘案したうえで、請求を行うべきか検討すべきである。

ただし、同様の事例が発生した場合において、意図的に事業に行き詰った業者が建物等を放置して事業を廃止するといったモラルハザードを生じさせないようにするため、できるだけ保証金（敷金）を事前に徴収しておくことも有効と思われる。

(5) 制度の存続は必要か。

未収金の種類	指摘事項	頁数
母子寡婦福祉資金貸付金	修学資金と就学支度資金の貸付制度の見直しについて	63
中小企業高度化資金貸付金	今後の制度のあり方について	77

<指摘事項例>

母子寡婦福祉資金貸付金

・修学資金と就学支度資金の貸付制度の見直しについて (P63)

平成20年度の修学資金と就学支度資金の調定額合計は、全体の78.2%を占めており、また、修学資金と就学支度資金の未収金残高合計は、全体の74.2%と、二つの貸付に関する未収金が3分の2を占めている。

【意見】

高校の学費の実質無償化等の政策により、今後の当該制度の利用も大きく変わる可能性がある。今後の政策の変化に十分配慮しつつ、当該制度の見直しが必要と考える。

中小企業高度化資金貸付金

・今後の制度のあり方について (P77)

全国的には、当該貸付制度を休止している自治体も存在している。この要因としては、当該資金の対象となる施設整備が落ち着いてきていることや、市中金融機関の金利も下がっており、当該貸付の金利とあまり変わらない状況になってきていることなどが考えられる。

【意見】

熊本県においても、当該制度の継続の必要性について検討したうえで、今後も制度を継続していくのであれば、機構とも協議しながら需要動向に則したより利用しやすい制度となるよう、さらに配慮していく必要があると考える。

(6) その他

未収金の種類	指摘事項	頁数
児童扶養手当返納金	未収金の発生防止対策について	58
中小企業高度化資金貸付金	貸付制度の利便性について	70
	条件変更希望者に対する最終支払い期限の延長について	72
設備近代化資金貸付金	所有権の留保について	84
農業改良資金貸付金	貸付時の証拠書類の保存について	92
	債務者の事業見通しの内容検討について	92
沿岸漁業改善資金貸付金	物的担保の取得について	99
雑入－事故原因者負担金	滞納処分について	113
雑入－海砂利採取料不当利得返還金	不当利得の返還請求について	115
港湾区域占用料	滞納額の軽減策について	124
重要港湾・地方港湾使用料	滞納額の軽減策について	126
育英資金貸与	債権回収に関する外部機関の利用について	158

<指摘事項例>

中小企業高度化資金貸付金

・貸付制度の利便性について（P70）

高度化資金は申請から貸付の実行まで2～3年の期間がかかる。貸付の申し込みから実行までの間に機構とのやり取りに時間を取られているが、これだけ環境の変化が激しい状況にある中で利用しにくい状況にあっては、貸付の決定が下りるところには市場環境が変わってしまい、ビジネスチャンスを逃してしまう恐れがある。

【意見】

利用者の利便性を考えれば、即時性は必要な要素であると考え。今後リードタイムの短縮化が課題であると考え。

また、熊本県では施設整備完了届の提出を受けた後でなければ、貸付金の交付を実施しないことから、事業開始から貸付が実行されるまでの期間、つなぎ融資が必要となり、これも利便性を悪くしている。今後施設整備完了の前であっても、事業の開始の確度が高まった時点で貸付を実行することを検討する必要がある。

・条件変更希望者に対する最終支払い期限の延長について（P72）

業績の悪化等を理由に返済条件の変更を希望された場合、最大で10年間の支払期限の延長が認められている。しかし、条件変更を受けるには、①貸付総額の2分の1以上返済がされていること、②延長希望は複数回できるが、通算10年間しかできない等の制約がある（機構において、昨今の経済状況の悪化等により一時的な緩和措置を実施中）ため、業績の悪化した債務者の実情にあった条件緩和が自由にできない。

【意見】

機構側の制度設計が上記のようになっており、県としては条件変更を行う場合は、上記条件に則して行なわなければならない。しかし、債務者が事業を継続できるようにするこ

とで回収を図るためには、債務者の実情に合わせた形でより柔軟な条件変更を受けることが必要な場合もあると考える。

今後機構側と協議して、より柔軟な条件変更ができるようにし、利用者の利便性を高める必要があると考える。

設備近代化資金貸付金

・所有権の留保について（P84）

当該制度は設備又は物品の購入資金の貸付であり、所有権の留保をすることが可能な資産である。リース資産については、リース会社が所有権を留保した状態で資産を貸与することで、リース債権の保全を図っている。

【意見】

当該制度においても所有権を留保することで、滞納が発生した場合に資産を速やかに回収し、資産を売却することができたと考える。これについても、今後、県が同様の貸付を実施する場合は、所有権の留保を検討する必要がある。

農業改良資金貸付金

・貸付時の証拠書類の保存について（P92）

延滞先等を中心に13件の貸出に関して貸出時の書類の保存状況等をチェックしたが、うち5件について貸付時の契約書のみ保管されており、貸付決定原義書や貸付申請書は保存期間（5年）経過として破棄されてしまっていた。

貸付決定時の判断資料が保存されておらず、後日問題が発生した場合に貸付時の状況を確認しようとしても、これができなくなる可能性がある

【改善】

原義書は県がどのように判断して貸付を決定したか、誰が最終的に貸付の決定をしたかの証拠を残すため、また、貸付申請書は、当初どのような理由で貸付の申請があったのかを後日調査するため、重要な書類である。これを一律に「貸付決定後5年間保存」という形で保管し、期間経過後に破棄すると、特に長期間延滞している債権について遡って調査しようとする場合に支障が出る。

延滞の残る債権については、別途保存年限を設定し（全額返済又は不納欠損処理完了まで）、適切に保管すべきである。

・債務者の事業見通しの内容検討について（P92）

平成20年度末現在11件の相手先について滞納が発生している。このうちの1件につき14,396千円の貸し出しが未回収となっているものがあつた。

貸出時の事業計画書によると、初期投資が高額でしかも取扱い品種についてもリスクの高い「花き（洋蘭）」の栽培に関する事業であつたにも関わらず、事業開始後急激な収益

(所得)の増加を見込み、その後の設備改修に伴う支出計画を盛り込んでいないなど、極めて楽観的な見通しに基づいた計画になっていた。

結果的に事業は軌道に乗らず、当該債務者は当初償還開始時より延滞が発生し、現在債務者は自己破産状態となった上で連帯債務者から月間100千円程度の返済が行われている状態である。

【意見】

もともと中小の農業経営者の支援を目的として資金を貸し付けるため、支援の結果うまくいかなくなるリスクを抱えることはやむを得ない。しかし甘すぎる事業計画に基づいて貸付を行うことは、県にとってリスクとなるだけでなく、多額の負債を抱えることになる債務者自身にとっても不幸な結果を招くことになりかねない。

無理な計画に基づく貸付の結果、債務者が破産するようなことにならないよう、事業計画の慎重な検討を行い、明らかに無謀な事業計画に関しては、事業者に対して計画の実行を見送るように助言することも県の役割であると考ええる。

港湾区域占用料

・滞納額の軽減策について (P124)

港湾区域占用料は、一般的な土地建物の賃貸料収入のような性格を持っている。これら債権が滞留するまでの流れとしてはおおむね、「①業者の業績悪化→②資金繰りに窮することによる滞納発生→③滞納発生後も施設・土地を継続して使用→④そのまま民事再生・会社更生もしくは破産手続に移行し回収不能」というものになっている。

滞留発生を防止、もしくは損害を小さくするためには、②の時点で契約の解除および担保等による債権への充当を行うべきであるが、現状ではこれが行われていない。また契約に際して、債権の保全のための保証金の徴収等も行われていない。

【意見】

港湾区域占用料については、自治体の管理区域に建物等の構造物を設置する際に発生するものであるため、滞納発生時にこれらを差し押さえて債権を保全することも考えられる。しかし、長期間にわたって占用した後に未収が発生した場合などは、物件を差し押さえても財産価値がない場合が多く、効果をなさないことも多い。

施設等の使用者・占用者の経済状況が悪化し、不納欠損が発生した場合でも損失を軽減する対策を検討する必要がある。

たとえば、事前に敷金や保証金として、使用料の数カ月分を徴求することが考えられる。敷金や保証金を徴求する例は、民間では土地や建物の賃貸借の際に一般的な慣行である。事前に敷金や保証金として、使用料の数カ月分を徴求しておき、滞納が発生した場合には債務者に対して退去を求めるとともに、滞納分を保証金と相殺して債務者に返還することができる。

5. 監査結果のまとめ

未収金解消にあたっては、今回の監査で各部署の担当者が、真剣に未収金回収に取り組んでいるのが理解できた。しかし、未収金の回収業務が県全体として一元化されておらず、部署ごとに管理されている現状を考えると、未収金回収が効率的に行われているとは言えない。より経済的、効率的に未収金回収を図るには、県全体で一元的な未収金回収の取り組みが必要と思われる。

また、滞納者の便利性に配慮した納付（支払）環境を用意することも重要と思われる。

6. 未収金対策に対する参考意見

（1）未収金の分類について

未収金は、県が徴収する未収金とそれ以外の未収金に分類される。

まず、個人県民税の賦課徴収は、市町村が当該市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている（地方税法第41条第1項）ため、県は個人県民税の徴収は行わない。よって、個人県民税の未収金（滞納金）の徴収も独自では行わない。

次に、県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金は、法的性質により①差押えなどの自立執行が可能な債権（強制徴収公債権）と②差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権、私債権）に分類される。

未収金のより経済的・効率的な回収を図るには、市町村が賦課徴収を行う個人県民税と県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金とに分けて回収方法の対策を考える必要があると思われる。また、個人県民税以外の未収金も、法的性格により回収手続きが異なるため、未収金の管理も異なるものと思われる。

（2）個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）について

地方分権の推進に伴い、平成19年度より、国から地方へ税源移譲が行われ個人住民税が大幅に増加した。市町村は増加した個人住民税を徴収するが、徴収率が上がらないために滞納額が増加傾向にある。

平成20年度の個人県民税の未収金（滞納額）は36億3千万円で、平成19年度の29億9千万円より6億4千万円増加している。また、個人県民税の未収金は、県全体の未収金（82億8千万円）の約43%を占め、県税の未収金（52億2千万円）の約68%を占めている。個人県民税の未収金徴収は、未収金解消にとって最も重要な課題であるが、賦課徴収は市町村が行い県には直接の徴収権はない。そのため県は、平成20年に税務課に地方税徴収特別対策室を設置するなど滞納整理強化のため市町村に対し様々な支援策を実施し、一定の効果をあげているが個人県民税の滞納額は増加している。これに対処す

るために、県と市町村が連携し、徴収率の向上、専門性の向上、事務の効率化などを図る対策が必要となっている。

このような現状を踏まえ、次の様なさらなる対策を検討する必要があると思われる。

①個人住民税の滞納整理に向けた新たな取組み

各市町村の個人住民税の徴収が困難な案件について、これまでの取り組みをさらに進め、地域版の滞納整理機構や全県型の滞納整理機構の設立などを行い県職員と市町村職員とが協力しながら徴収業務に当たることにより、県税の徴収業務で蓄積してきたノウハウ等を市町村職員と共有することで個人住民税のより効率的な徴収実績を上げることが期待される。（詳しくは、「個人県民税について【意見】①」報告書P40参照）

②個人住民税の特別徴収の普及拡大

個人住民税の特別徴収の普及拡大を図ることは、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。（詳しくは「個人県民税について【意見】②」報告書P41参照）

（3）未収金管理の一元化（個人県民税を除く）について

現在、未収金は部署ごとに管理されている。税務課は、未収金（滞納金）の徴収業務に精通しているが、それ以外の部署においては人事異動等により、未収金の回収業務に精通している職員が育ちにくく、ノウハウの蓄積も難しい。未収金回収業務の経済性・効率性を考慮して、回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに未収金を集め一元的に整理回収することを検討する必要があると思われる。

さらに、未収金は法的性質により回収手続きが異なるため、次の2つの債権に分類し管理する必要がある。

①裁判所等の力を借りずに、差押えなどの自力執行が可能な債権（強制徴収公債権）

【主な例】

- ・ 県税（個人県民税を除く） ・ 児童保護費負担金 ・ 国営土地改良事業負担金
- ・ 港湾使用料 ほか

②自立執行権がなく、差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権、私債権）

【主な例】

- ・ 生活保護費返還金 ・ 児童扶養手当返還金（不正受給分を除く） ・ 県営住宅使用料
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付 ・ 中小企業高度化資金貸付 ほか

（4）滞納者の利便性に配慮した納付制度の拡充について

現在、県税のうち自動車税については、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）等による納付ができる。また、平成21年4月より、公金（使用料・手数料等）を「Pay-easy」（以下「ペイジー」という。（注1））収納サービスを利用して納

付できるようになったが、財務会計システムと連動して納入通知書が発行される債権以外については未だ金融機関での納付又は直接県庁の窓口で納付する方法しかない。

一人暮らしの方や、夫婦共働きの家庭は、支払う金銭的な余裕はあるものの、実際に窓口で足を運ぶ時間的な余裕がない場合が多い。24時間開いているコンビニでの収納や、ペイジーの利用範囲を拡大する等、支払う側の利便性に配慮すれば、今よりも回収率は高くなるものと考えられる。

注1：ペイジー（「Pay-easy」）とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスである。なお、公金収納のオンライン化については「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」が中心になって推し進めている。同団体は、電子自治体構築の円滑な推進に向けて必要なシステムを、熊本県と47市町村が共同で構築・運営するにあたり、相互に協力し円滑な実施を図るために設立した任意団体である。熊本縣市町村共同利用型GISのほか、既に電子申請受付システム、電子入札システムなどの共同開発・運用を実施している。

（5）徴収業務の外部委託について

現在、「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」に基づき、法務大臣の営業認可を得て、債権管理回収を専門に行う民間の会社（以下「サービサー」という。）がある。最近では、地方自治体によっては、サービサーに一部の債権回収業務を委託する例がある。自動車税や育英資金貸与などの滞納者の件数が多い債権回収の案件に関しては、マンパワーや専門知識の不足等を補い、回収率の向上を図る一つの対策としてサービサーの利用も検討する必要があると思われる。

（6）回収業務の迅速化について

強制徴収公債権については、滞納が発生した場合、督促状を発送し、その後任意納付を促すための催告状の郵送、電話又は面接等を行い、最終の納付意志を確認するために最終催告を行い、それでも納付がない場合は滞納処分の執行決定を行うという手続になっている。

ところが、多くの担当者は日常の業務に追われ、督促状を発送した後の任意納付を促す手続き及び滞納処分を行う手続きに遅滞が見られる。未収金は、現年度分の回収率は高いが、過年度分の回収率は極端に低くなる。また、担当者は回収率の低い過年度分の未収金の回収に多くの時間を費やしている傾向がある。

未収金管理の一元化又は回収業務の外部委託により、回収業務を迅速に行うことで現年度分の回収率が上がり未収金全体としても回収率の改善が期待できると思われる。